

## 平取町地域材利用推進方針

平取町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、平取町内又は北海道内の森林から産出され、道内で生産又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進に関する方針を定めるものである。

### 第 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

平取町の面積の 85%を占める森林は、カラマツやトドマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び林産業等は、木材価格の低迷などにより事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は、長期間にわたり炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少なく、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することはSDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

さらに、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りによるリラックス効果や集中力を高めるなど心理面・身体面での効果も期待されることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、「木育」の取組みなども通じて、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される建築物等において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

### 第 2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

町は、第 1 の建築物等における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、自ら率先してその整備する建築物等について、可能な限り木造化（注 1）又は内装等の木質化（注 2）を図るとともに、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等において、地域材の利用の促進に努めるものとする。

#### 1 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第 14 条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による木造住宅を建築する者に対する情報の提供及び、住宅部材の開発等への協力など住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

#### 2 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

#### 3 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本計画、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

#### 4 建築物木材利用促進協定による木材利用の発信

町は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針を促進するため、活用できる支援体制や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

### 第 3 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体例には、以下のような建築物が含まれる。

#### 1 町が整備する公共の用または公用に供する建築物等

これらの建築物等には、広く町民一般の利用に供される公園、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館、環境保全普及センター等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居のように供される庁舎、職員住宅等が含まれる。

#### 2 町以外の者が整備する 1 に準ずる建築物等

これらの建築物等には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、公共交通機関の旅客施設などの建築物が含まれる。

### 第 4 公共建築物における地域材の利用の促進の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

## 1 建築材料としての地域材の利用の促進

建築基準法等関係法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に促進するものとする。

## 2 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品（以下「家具等」という。）については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

## 3 森林バイオマスの利用の促進

林地残材などの森林バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

## 第5 町が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

町が整備する公共建築物等の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとし、地域材の利用を推進するものとする。

### 1 木造化の推進

町が整備する公共建築物等のうち、第4の1の建築材料としての地域材の利用の促進に該当する低層の公共建築物については、木造化を推進するものとする。

### 2 木質化の推進

町が整備する公共建築物については、中高層・低層にかかわらず、町民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化に努めるものとする。

### 3 地域材製品の利用の推進

町が整備する公共建築物等において使用する家具等については、積極的に地域材製品の利用を推進するものとする。

### 4 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物等においてボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進するものとする。

### 5 森林環境譲与税の活用

町が整備する公共建築物等で第3の1に掲げる建築物等について、森林環境譲与税の活

用に向けた基本方針に基づくものである場合は、その費用の一部または全部に森林環境譲与税を活用し地域材の利用を促進するものとする。

## 第6 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

### 1 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等について、積極的に地域材の利用を推進する。

### 2 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅建築等における地域材の利用を促進するものとする。

## 第7 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物及び公共建築物以外の建築物等に利用する地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の確保、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の安定的な製造・供給体制の整備等に取り組むものとする。

## 第8 その他必要事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

## 附 則

この推進方針は、平成24年4月1日から適用する。

この推進方針は、令和4年9月1日から適用する。

### 注1) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用すること。

### 注2) 内装等の木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用すること。